7 1 3 9. インボイス・パッキングリス ト仕分情報仮登録

業務コード	内 容
IVB02	インボイス・パッキングリスト 仕分情報仮登録

1. 業務概要

「インボイス・パッキングリスト情報登録(IVAO2)」業務で200欄を超える登録がある場合に、登録されたインボイス・パッキングリスト情報に仕分に必要な情報を追加し、インボイス・パッキングリスト仕分情報を仮登録・訂正する。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

なお、インボイス・パッキングリスト仕分情報の登録を完了させるには、「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録(IVBO3)」業務を行う必要がある。

また、登録したインボイス・パッキングリスト仕分情報は、以下の申告業務が行われるまでの間訂正できる。

- ①「輸入申告(IDC)」業務
- ②「輸出申告(EDC)」業務
- ③「シングルウィンドウ輸入申告(SWC)」業務

ただし、予備申告を除く。

インボイス・パッキングリスト仕分情報は、本登録が行われない場合は、一定期間の経過後システムから 削除される。

2. 入力者

- (1) Sea-NACCSの場合 通関業
- (2) Air-NACCSの場合 代理店(輸出の場合)、通関業

3. 制限事項

〇:制限事項

項番	輸出入区分	Е	I
	制限事項		
1	入力欄数は200欄以下であること。	0	0
2	邦貨換算後のベーシックプライス合計、FOB価格、インボイス合計額は、それぞれ	0	
	13桁以下であること。		
3	システム換算後の入力された数量は整数部14桁以下、かつ、合計した値が1億トン		0
	未満または1億キロリットル未満であること。		
4	内国消費税等(地方消費税及び特殊関税を含む)の種類が6種類以下であること。		0
	なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗		
	関税のことをいう。		
5	Air-NACCSの場合は、貨物の総重量が1000トン未満であること。		0

- 4. 輸出インボイスの場合(輸出入区分「E」)
 - (1)入力条件
 - (A) 入力者チェック
 - ①システムに登録されている利用者であること。
 - ② I VAO 2 業務または「利用者資格移管(RSI)」業務で指定された通関業者または代理店であること。
 - ③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。
 - (B) 入力項目チェック
 - (a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

- (C) インボイス・パッキングリストDBチェック
 - ①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストDBに存在すること。
 - ②申告業務が行われていないこと。
 - ③IVAO2業務で200欄を超える登録があること。
- (D) 輸出品目DBチェック
 - ①品目コードが輸出品目DBに存在すること。
 - ②品目コードに適用期間が登録されている場合は、「申告予定年月日」が適用期間内であること。
 - ③輸出品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、再輸出の貨物の旨の入力がないこと。
- (E)輸出関税減免税コードDBチェック
 - ①関税減免戻税コードが輸出関税減免税コードDBに存在すること。
 - ②「申告予定年月日」が、関税減免戻税コードの適用期間内であること。
- (F)輸出入者関連チェック

「輸出入者コード」欄に入力された輸出入者コードが国内用輸出入者DBに存在すること。

- (G) その他のチェック
 - ①申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
 - ②大額申告の場合は、1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

(2) 処理内容

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「0000-0000 -0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-000-0000」以外の処理結果コードを 設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コードー覧」を参照。)

(B) 邦貨換算処理

「インボイス合計額通貨コード」欄、「FOB通貨コード」欄及び「ベーシックプライス通貨コード(FOB通貨コード)」欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格を邦貨に換算する。

(a) 処理条件

- ①入力された通貨コードにより税額計算用の換算レートを適用する。
- ②申告予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(b) 換算式

入力金額×適用レート なお、換算の都度、円位未満は切捨てる。

- (C) インボイス・パッキングリストDB処理
 - ①仮登録を行った旨、及び入力内容をインボイス・パッキングリストDBに登録・更新する。
 - ②訂正を行う場合で、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBが作成されている場合は、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBに削除対象の旨を登録する。
- (D) 注意喚起メッセージ出力処理

「申告予定年月日」欄の訂正を行い、全欄のチェック処理をやり直す必要がある場合に注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

(E) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

- 5. 輸入インボイスの場合(輸出入区分「I」)
 - (1)入力条件
 - (A) 入力者チェック
 - ①システムに登録されている利用者であること。
 - ②IVAO2業務または「利用者資格移管(RSI)」業務で指定された通関業者であること。
 - ③インボイス・パッキングリスト仕分情報の訂正の場合は、インボイス・パッキングリストDBに登録されている仕分情報登録を行った入力者と同一であること。
 - (B) 入力項目チェック
 - (a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(b) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

- (C) インボイス・パッキングリストDBチェック
 - ①入力された電子インボイス受付番号がインボイス・パッキングリストDBに存在すること。
 - ②申告業務が行われていないこと。
 - ③IVAO2業務で200欄を超える登録があること。
- (D) 特別緊急関税対象品目関連チェック

特別緊急関税対象の品目である場合は、輸入数量が輸入基準数量を超えていないこと。*1

(*1)チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、自由貿易協定適用の場合に、入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

(E)輸出入者関連チェック

「輸出入者コード」欄に入力された輸出入者コードで以下のチェックを行う。

- (a)輸出入者コードが国内用輸出入者DBに存在すること。
- (b) たばこ特定販売業者チェック
 - ①「内国消費税等種別コード」欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。
 - ②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であり、かつ、「内国消費税等種別コード」欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、「内国消費税等種別コード」欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。
- (c) 航空運送事業者チェック

以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている 輸入者であること。

- ①「運賃区分コード」欄に「関税定率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合。
- ②「輸出入貿易管理令別表コード」欄に「別表1の7」に対応するコードの入力がある場合。
- (F) 保険関連チェック

「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①「包括保険登録番号」欄に入力された包括保険登録番号が保険DBに存在すること。
- ②申告予定年月日が保険DBに登録されている有効期限内であること。
- ③入力された輸出入者の先頭8桁が保険DBに登録されている輸入者コードの先頭8桁と同一である こと。

(G)輸入包括評価申告関連チェック

「包括評価申告受理番号」欄に入力がある場合は、入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

(H)原産地関連チェック

- (a) 「原産地コード」欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。
- (b) 「原産地証明書識別」欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、特恵税率が適用 可能な原産地の入力であること。
- (c) 「原産地コード」欄に輸入の承認を受けなければならない原産地が入力された場合は、「輸入貿易管理令別表コード」欄に入力がないこと。
- (d) 「原産地証明書識別」欄に「原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う貨物 (FTA用)」に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
 - ①「原産地証明書識別」欄がバイ協定用のコードの場合は、「原産地コード」欄に「FTA(バイ協定)締結国」に対応するコードの入力があること。
 - ②「原産地証明書識別」欄がマルチ協定用のコードの場合は、「原産地コード」欄に「FTA(マルチ協定)締結国」に対応するコードの入力があること。

(I) 特恵例外関連チェック

「原産地コード」欄及び「原産地証明書識別」欄に特恵税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、「原産地コード」欄及び「品目コード」欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外DBに登録されている場合は、申告予定年月日が特恵停止期間内でないこと。

(J) 輸入品目関連チェック

(a) 存在チェック

入力された品目コードが輸入品目DBに存在すること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

(c) 統計計上識別チェック

輸入品目DBに金統計計上である旨の登録がされている場合は、「NACCS用コード」欄に「自 国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。

(d) 関税減免税チェック

輸入品目DBに関税減免税コードが登録されている場合は、入力された関税減免税コードと同一であること。

ただし、輸入品目DBに関税減免税コードの入力が必要と登録されている場合であっても、自由 貿易協定に基づく税率が適用され、システムに関税減免税コードの入力が不要と登録されている品 目の場合は、チェックを行わない。

(e) INN品目チェック

輸入品目DBにINN品目である旨の登録がされている場合は、「原産地コード」欄及び「原産地証明書識別」欄に協定税率が適用可能な原産地及び原産地証明書識別コードが入力されていること。

(f) 原産地証明書識別チェック

「原産地証明書識別」欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で特恵用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目DBに特恵用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。

(g) 自国関与例外品目チェック

輸入品目DBに自国関与例外品目である旨の登録がされている場合は、「原産地証明書識別」欄に「自国関与品で特恵用原産地証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

(h) 内国消費税等分類チェック

輸入品目DBに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、「内国消費税等種別コード」 欄に入力された内国消費税等種別コードの上位1桁と同一であること。

ただし、消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

- (i)消費税課税・非課税チェック
 - ①輸入品目DBに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、「内国消税等種別コード」欄 に消費税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。
 - ②輸入品目DBに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、「内国消税等種別コード」 欄に消費税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。
- (j)特恵適用チェック

申告予定年月日において輸入品目DBに特恵税率の登録がされていない場合は、「原産地証明書 識別」欄に特恵用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

(K) 関税減免税関連チェック

(a) 存在チェック

「関税減免(戻)税コード」欄に入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

(c) 統計計上除外チェック

輸入関税減免税コードDBに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、「NAC CS用コード」欄に「統計基本通達21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に掲げる貨物」に該当 する品目に対応するコードの入力がないこと。

- (d) 適用品目チェック
- <A>少額貨物の簡易税率適用品目コードの入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに減税・控除である旨の登録がされていること。
- 「内国消費税等種別コード」欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合
 - ①輸入関税減免税コードDBに減税である旨の登録がされていないこと。
 - ②輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がある場合は、「内国消費税等減免税コード」欄に不当廉売関税用の内国消費税等減免税コードの入力がないこと。
- (e) 内国消費税等減免税チェック
- <A>輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されている場合は、以下のいずれかに合致すること。
 - ①入力された内国消費税等減免税コードと同一であること。
 - ②「内国消費税等減免税コード」欄に入力がないこと。
- 「内国消費税等種別コード」欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。
 - ①輸入関税減免税コードDBに軽減税率である旨の登録がされていないこと。
 - ②輸入関税減免税コードDBに内国消費税等減免税コードが登録されていること。
 - ③関税を免税にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている内国消費税等減免税コードは免税であること。
 - ④関税を減税・控除にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードDBに登録されている 内国消費税等減免税コードは減税・控除であること。
- (f) 原産地証明書識別チェック

関税暫定措置法第8条に係る関税減免税コードの入力がある場合は、「原産地証明書識別」欄に 特恵に係る原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。

(L) 内国消費税等種別関連チェック

「内国消費税等種別コード」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。
- ②申告予定年月日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。
- ③内国消費税等種別DBにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合(酒税)は、「内国消費 税等種別コード」欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

(M) 内国消費税等減免税関連チェック

(a) 存在チェック

入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。

(b) 有効期限チェック

申告予定年月日が登録されている有効期限内であること。

- (c) 入力形式チェック
 - ①「内国消費税等減免税コード」欄に不当廉売関税用の免税である旨のコードの入力がある場合は、 「関税減免(戻)税コード」欄に入力があること。
 - ②「内国消費税等減免税コード」欄に報復関税用、相殺関税用または対抗関税用のコードの入力がある場合は、「関税減免(戻)税コード」欄に入力があること。
- (d) 石油石炭税特例納付チェック

「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。

(N) 特殊関税適用品目関連チェック

- ①「内国消費税等種別コード」欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。
- ②「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」 欄に緊急関税適用品目の入力があること。
- ③「内国消費税等種別コード」欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」 欄に報復関税適用品目の入力があること。
- ④「内国消費税等種別コード」欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」 欄に相殺関税適用品目の入力があること。
- ⑤「内国消費税等種別コード」欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」 欄に対抗関税適用品目の入力があること。
- ⑥入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。
- ⑦「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、「関税減免(戻) 税コード」欄及び緊急関税に係る「内国消費税等減免税コード」欄に入力がないこと。
- ⑧入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、「内国消費税等種別コード」欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

(O) 自由貿易協定関連チェック

(a) 自由貿易協定適用可能原産地チェック

「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下 のチェックを行う。

- ①自由貿易協定(バイ協定)用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」 欄に自由貿易協定(バイ協定)の適用可能な原産地の入力であること。
- ②自由貿易協定(バイ協定) 用原産品申告書の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」欄に自由貿易協定(バイ協定) 用原産品申告書の適用可能な原産地の入力であること。
- ③自由貿易協定(マルチ協定)用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」 欄に自由貿易協定(マルチ協定)の適用可能な原産地の入力であること。

(b)原産地証明書識別チェック

「原産地証明書識別」欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると 認めた物品で自由貿易協定に基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力 がある場合は、システムの自由貿易協定用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

(c)(b)<mark>自由貿易協定関税割当品目チェック</mark>

- ①入力された品目コードが自由貿易協定関税割当品目である旨の登録がされている場合は、「原産地証明書識別」欄に「自由貿易協定関税割当品目で自由貿易協定関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。
- ②入力された品目コードが自由貿易協定関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、「原産地証明書識別」欄に「自由貿易協定関税割当品目で自由貿易協定関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。
- (P) C/O情報DBチェック

「N-C/O番号」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①「N-C/O番号」欄に入力されたN-C/O番号が、C/O情報DBに存在すること。
- ②入力者がC/O情報DBに登録されている通関業者と同一であること。
- ③「輸出入者コード」欄に入力された輸入者コードがC/O情報DBに登録されている輸入者と同一であること。
- 4全欄全量完了されていないこと。
- (Q) その他のチェック
 - ①申告等予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
 - ②1欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。
 - ③「運賃区分コード」欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、「保 険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がないこと。

(2) 処理内容

(A)入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「0000-0000 -0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-000-0000」以外の処理結果コードを 設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コードー覧」を参照。)

(B) 重量換算処理 (Air-NACCSのみ)

入力重量の単位が「LBR(ポンド)」の場合は、「KGM(キログラム)」換算をする。

①換算式

入力重量×0.45359

(1LBR=0. 45359KGMとする)

2端数処理

小数点以下2位を切り上げ、小数点以下1位が5以下の場合は5とし、6以上の場合は、1位へ繰り上げ0とする。

(例) 10. 46→10. 5 10. 56→11. 0

(C) 関税率の仮決定

「品目コード」欄、「NACCS用コード」欄、「原産地コード」欄、「原産地証明書識別」欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を仮決定する。

なお、輸入品目DBに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録(IVBO3)」業務で低い関税率を適用する。

(a) 特恵税率の適用

<A>特別特恵税率(無税)は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- 「原産地コード」欄に特別特恵受益国に対応するコードの入力があること。
- ②「原産地証明書識別」欄に特恵に対応するコードの入力があること。
- ③「品目コード」欄に特別特恵制度適用品目の入力があること。

ただし、「申告予定年月日」において輸入品目DBまたは国DBに特別特恵に係る停止条件が登録されている場合は、特別特恵税率及び特恵税率以外の税率を適用する。

また、「申告予定年月日」において、特別特恵受益国及び特別特恵制度適用品目の組み合わせにより、特別特恵の除外となっている場合は特別特恵税率以外の税率を適用する。

特恵税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- 「原産地コード」欄に特恵受益国に対応するコードの入力があること。
- ②「原産地証明書識別」欄に特恵に対応するコードの入力があること。
- ③「品目コード」欄に特恵制度適用品目の入力があること。 ただし、「申告予定年月日」が輸入品目DBに登録されている特恵適用期間外である場合は、 特恵税率以外の税率を適用する。

(b) 自由貿易協定 (バイ協定) に基づく税率の適用

自由貿易協定(バイ協定)に基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

- ①「原産地コード」欄に、自由貿易協定(バイ協定)に基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。
- ②「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定(バイ協定)に対応するコードの入力があること。
- ③「品目コード」欄に自由貿易協定(バイ協定)対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

- (c) 自由貿易協定(マルチ協定)に基づく税率の適用
 - 自由貿易協定(マルチ協定)に基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。
 - ①「原産地コード」欄に、自由貿易協定(マルチ協定)に基づく税率の適用国に対応するコードの 入力があること。
 - ②「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定(マルチ協定)に対応するコードの入力があること。
 - ③「品目コード」欄に自由貿易協定(マルチ協定)対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

(d) 協定税率の適用

協定税率は協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

- ①「原産地コード」欄に協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、「原産地証明書識別」欄に協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。
- ②「NACCS用コード」欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。
- ③特恵税率が適用できない場合。
- ④自由貿易協定に基づく税率が適用できない場合。
- (e)暫定税率の適用

暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

- ①特恵税率、自由貿易協定に基づく税率及び協定税率が適用されなかった場合。
- ②「原産地証明書識別」欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

(f) 基本税率の適用

特恵税率、自由貿易協定に基づく税率、協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

- (D) インボイス・パッキングリストDB処理
 - ①仮登録を行った旨、入力内容及び輸入品目 DB等の情報をインボイス・パッキングリスト DBに登録・更新する。
 - ②訂正を行う場合で、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBが作成されている場合は、インボイス・パッキングリスト仕分結果情報DBに削除対象の旨を登録する。
- (E) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

- ①特恵税率を適用する旨の入力があり特恵停止により特恵税率以外の税率を適用した品目がある場合。
- ②「原産地証明書識別」欄に特恵用の原産地証明書識別コードを入力すれば特恵税率を適用することが可能な品目がある場合。
- ③「申告予定年月日」欄の訂正を行い、全欄のチェック処理をやり直す必要がある場合。
- (F) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
インボイス・パッキングリス ト仕分情報仮登録情報(輸出)	後続のIVB02業務が必要である場合	入力者
インボイス・パッキングリス ト仕分情報仮登録情報(輸入)	後続のIVB02業務が必要である場合	入力者
インボイス・パッキングリス ト仕分情報本登録情報	当該インボイス・パッキングリスト情報にかかる 仮登録が全て完了している場合	入力者

7. 特記事項

(1) 原産地証明書識別の入力方法について

「原産地証明書識別」欄に入力可能なコードは以下のとおり。

入力条件 入力可能なコード							原		
貨物の種類	原産地証明書	有 添付書類の種		有	特恵用	自由貿易協定用		協定用	原産地証明
	の種類等	/	類	/		バイ	マルチ	等	諡
		無		無		協定用	協定用		明
自国関与品	特恵用	0	累積加工製造	0	Α				*
	原産地証明書		証明書						
	特恵用	0	_	_	J				*
	原産地証明書								
自国関与品以外	特恵用	0	累積加工製造	0	В				*
	原産地証明書		証明書						
上記特恵用識別	特恵用	0	_	_	Р				*
「A」「J」及び 「B」の場合を除	原産地証明書								
「B」の場合を除 く貨物									
税関長が貨物の	提出省略	_	_		С	D	<u>€</u>		
種類または形状	1VCT-1 EI # []								
により、その原産									
地が明らかであ									
ると認めた貨物									
少額貨物扱い	_	_	_	_	Т	E	5		
自由貿易協定関	自由貿易協定	0	自由貿易協定	0		K	1		*
税割当品目	用		関税割当証明						
	原産地証明書		書						
	自由貿易協定	0	自由貿易協定	0		Н			*
	用		関税割当証明						
	原産品申告書		書				_		
	少額	_	自由貿易協定	0		Y	2		
			関税割当証明 書						
	提出公略		音 <u>白山智見協定</u>	Q		_	-3		
	技工工艺学者	_	目田貝勿励足 関税割当証明	₩		=	→		
			其加加二吨勿 書						
自由貿易協定に	自由貿易協定	0	_	_		F	4		*
基づく原産地証		_							
明書または原産	· ·								
品申告書がある	自由貿易協定	0	_	_		U			*
貨物	用								
	原産品申告書								
協定用原産地証	協定用原産地	0	_	_				G	*
明書がある貨物	証明書							_	
貨物、インボイス	協定用原産地	×	_	_				R	
等により原産地	証明書								
│が確認できる貨 │ 恤									
物					<u> </u>		<u> </u>		

入力条件					入力可能なコード				原
貨物の種類	原産地証明書 の種類等	有/無	添付書類の種 類	有/無	特恵用	自由貿易 バイ 協定用	協定用 マルチ 協定用	協定用 等	原産地証明
輸入割当等公表 告示三一8に規 定する原産地証 明書がある貨物	輸入割当等公 表告示三 - 8 に規定する原 産地証明書	0	_	1				S	*
原産地が確認で きない貨物	_	_	_					N	
原産地証明書提 出猶予申請を行 う貨物	_	_	_	1	М				
原産地証明書提 出猶予申請また は原産品申告書	一(自由貿易協 定用 原産地証明書)	1	_	1		L	7		
提出猶予申請を 行う貨物(FTA 用)(自由貿易協 定関税割当品目 に該当しないも のに限る)	一(自由貿易協 定用 原産品申告書)	_	_			W			

(2)入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、輸出入区分により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面		選択条件(輸出入区分)
画面コード	画面名	
CEV	インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報 (輸出)	「E:輸出インボイス」の場合
CIV	インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録情報 (輸入)	「I:輸入インボイス」の場合

(3) 登録・訂正時の入力方法について

一:入力不要

TE F	条件	登録	共通部の訂正	申告予定年月	共通部と欄部の表示	欄部の訂正
項				日の訂正	の訂正	
先頭画面	電子インボイ ス受付 番号	入力する	入力する	入力する	入力する	入力する
画面	処理区分コー ド	1:登録	2:訂正	2:訂正	2:訂正	2:訂正
	次画面出力	CNT:継続	END:完了	CNT:継続	CNT:継続	CNT:継続
		END:完了		END:完了	END:完了	END : 完了
	申告予定年月 日	入力する	入力する	入力する	入力する	_
	共通部項目	入力する	入力する	入力する	入力する	_
	欄番号	1から順次入	_	1から順次入	訂正したい欄	訂正したい欄
		カ		カ	番号*2	番号*2
	欄訂正区分コ ード	_	_	_	U : 訂正	U : 訂正
	欄部項目	入力する	_	_	入力する	入力する
継続画面	電子インボイ ス受付 番号	入力する		入力する	入力する	入力する
画面	処理区分コー ド	1:登録		2:訂正	2:訂正	2:訂正
	次画面出力	CNT:継続		CNT:継続	CNT:継続	CNT:継続
		END:完了		END:完了	END:完了	END:完了
	申告予定年月	- *3		- *3	- *3	- *3
	日					
	共通部項目	_*3		_*3	_*3	_*3
	欄番号	継続して順次		継続して順次	訂正したい欄	訂正したい欄
		入力		入力	番号*2	番号*2
	欄訂正区分コ ード	_		_	U : 訂正	U: 訂正
	欄部項目	入力する		_	入力する	入力する

^(*2) 同時入力できる欄番号は「共通部+1~200欄目」、「201~400欄目」、「401~6 00欄目」、「601~800欄目」いずれかの範囲内であること。

^(*3)継続画面で共通部の訂正は行えません。